

## 特別養護老人ホームの重点化等について

### (1) 特別養護老人ホームの重点化に伴う省令案及び通知案について

介護保険法の改正に伴い、平成 27 年 4 月 1 日以降、指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設については、居宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能に重点化を図ることとしている。

この点については、本年 7 月 28 日の全国介護保険担当課長会議資料において、特に特別養護老人ホームの「特例入所」に係る国の指針の骨子案についてお示したところであるが、今般、

- ① 指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設への入所要件に係る介護保険法施行規則の改正案（別紙 1）
- ② 「指定介護老人福祉施設の入所に関する指針について」（平成 14 年 8 月 7 日付け老健局計画課長通知）の改正案（別紙 2）

についてお示しすることとする。

なお、上記①については、年内を目途に公布することを予定しており、上記②についても、その後なるべく早い時期に全国自治体へ向けて発出する予定である。各自治体におかれては、関係自治体と関係団体が共同して作成する指定介護老人福祉施設の入所に関する指針の改正案の協議等の施行準備の参考としていただきたい。

【特別養護老人ホームの重点化に係る省令案】

※ 今後の条文審査等の過程で変更があり得るものである。

○ 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）（抄）【新旧対照条文】

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第八条第二十一項の厚生労働省令で定める要介護状態区分）</p> <p>第十七条の九 法第八条第二十一項の厚生労働省令で定める要介護状態区分は、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十一年厚生省令第五十八号。以下「認定省令」という。）第一条第一項第三号から第五号までに掲げる要介護状態区分とする。</p> <p>（法第八条第二十一項のその他居室において日常生活を営むことが困難な者として厚生労働省令で定めるもの）</p> <p>第十七条の十 法第八条第二十一項のその他居室において日常生活を営むことが困難な者として厚生労働省令に定めるものは、認定省令第一条第一項第一号又は第二号に掲げる要介護状態区分に該当する者であつて、その心身の状況、その置かれている環境その他の事情に照らして、居室において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められるものをいう。</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

【参考】介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）（抄）【平成二十七年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

新	旧
<p>第八条（略） 1～20（略）</p> <p>21 この法律において「地域密着型介護老人福祉施設」とは、老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が二十九人以下であるものに限る。以下この項において同じ。）であつて、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者（厚生労働省令で定める要介護状態区分に該当する状態である者その他居室において日常生活を営むことが困難な者として厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項及び第二十六項において同じ。）に対し、地域密着型施設サービス計画（地域密着型介護老人福祉施設に入所している要介護者について、当該施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画をいう。以下この項において同じ。）に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設をいい、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」とは、地域密着型介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。</p> <p>22～27（略）</p>	<p>第八条（略） 1～20（略）</p> <p>21 この法律において「地域密着型介護老人福祉施設」とは、老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が二十九人以下であるものに限る。以下この項において同じ。）であつて、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画（地域密着型介護老人福祉施設に入所している要介護者について、当該施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画をいう。以下この項において同じ。）に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設をいい、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」とは、地域密着型介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。</p> <p>22～27（略）</p>

## ○ 指定介護老人福祉施設の入所に関する指針について(平成 14 年老計 0807004 号厚生労働省老健局計画課長通知)

新	旧
<p>指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について</p> <p><u>指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設（以下「施設」という。）については、施設への入所の必要性の高い者の優先的な入所に努めるよう、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」第 7 条第 2 項及び「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第 134 条第 2 項(以下「基準省令」という。)で義務づけているところであるが、今般、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 2 1 項の改正と、それに伴う介護保険法施行規則（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 36 号）の改正により、平成 27 年 4 月 1 日以降の施設への入所が原則要介護 3 以上の方に限定される一方で、やむを得ない事情により施設以外での生活が著しく困難であると認められる場合の要介護 1 又は 2 の方の特例的な施設への入所（以下「特例入所」という。）が認められる。これらの運用に当たっては、透明性及び公平性が求められるとともに、特例入所の運用については、市町村による適切な関与が求められる。こうした観点から、関係自治体と関係団体が協議し、施設への入所に関する具体的な指針を共同で作成することが適当である。</u></p> <p>については、こうした指針の作成・公表に関する留意事項について別紙のとおりとりまとめたので、御了知の上、管内市町村、関係団体等に周知を図るとともに、管内における円滑かつ適切な指針の作成等に遺憾のないようにされたい。</p> <p>なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。</p>	<p>指定介護老人福祉施設の入所に関する指針について</p> <p>指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設に対して必要性の高い者の優先的な入所に努めるよう義務づけることについては、本年 7 月 1 日に社会保障審議会の答申を得て、本日、関係省令の改正により各施設の運営に関する基準に追加されたところであるが、これらの運用に当たっては透明性及び公平性が求められるところであり、特に入所希望者が多い指定介護老人福祉施設については、こうした観点から、関係自治体と関係団体が協議し、入所に関する具体的な指針を共同で作成することが適当である。</p> <p>については、こうした指針の作成・公表に関する留意事項について別紙のとおりとりまとめたので、御了知の上、管内市町村、関係団体等に周知を図るとともに、管内における円滑かつ適切な指針の作成等に遺憾のないようにされたい。</p> <p>なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。</p>

新	旧
<p>(別紙)</p> <p>指針の作成・公表に関する留意事項</p> <p>1. 指針の作成について</p> <p>(1) 指針は、その円滑な運用を図る観点から、関係自治体と関係団体が協議し、共同で作成することが適当であること。</p> <p>(2) 指針には、基準省令の透明かつ公平な運用を図る観点から、次の事項を盛り込むこと。</p> <p>① <u>入所判定対象者の選定について</u></p> <p>② <u>施設が申込者の入所の必要性の高さを判断する基準</u></p> <p>③ <u>施設が(1)の基準を当てはめて入所を決定する際の手続き</u></p> <p>④ <u>その他</u></p> <p>(例)老人福祉法第11条第1項第2号に定める措置委託の場合の取扱い</p> <p>2. <u>入所判定対象者の選定について</u></p> <p>(1) <u>入所判定の対象となる者は、入所申込者のうち、要介護3から要介護5までの要介護者及び、要介護1又は要介護2であつて特例入所の要件に該当する者とする。</u></p> <p>(2) <u>特例入所の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに関し、以下の事情を考慮すること。</u></p> <p>① <u>認知症である者であつて、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること、</u></p> <p>② <u>知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること、</u></p> <p>③ <u>家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること、</u></p> <p>④ <u>単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや</u></p>	<p>(別紙)</p> <p>指針の作成・公表に関する留意事項</p> <p>1. 指針の作成について</p> <p>(1) 指針は、その円滑な運用を図る観点から、関係自治体と関係団体が協議し、共同で作成することが適当であること。</p> <p>(2) 指針には、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」第6条第3項(以下基準省令」という。)の透明かつ公平な運用を図る観点から、次の事項を盛り込むこと。</p> <p>① <u>指定介護老人福祉施設(以下「施設」という。)が申込者の入所の必要性の高さを判断する基準</u></p> <p>② <u>施設が(1)の基準を当てはめて入所を決定する際の手続き</u></p> <p>③ <u>その他</u></p> <p>(例)老人福祉法第11条第1項第2号に定める措置委託の場合の取扱い</p>

新	旧
<p><u>生活支援の供給が不十分であること</u></p> <p><u>(3) 要介護1又は2の入所申込者の特例入所が認められる場合には、以下のような取扱いにより、入所判定が行われるまでの間に施設と入所申込者の介護保険の保険者である市町村（特別区を含む。以下「保険者市町村」という。）との間で情報の共有等を行うこと。なお、施設と保険者市町村との間での必要な情報共有等が行われるのであれば、以下の取扱いと異なる手続きとすることを妨げるものではない。</u></p> <p><u>① 施設は、入所申込者に対して、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由について、その理由など必要な情報の記載を入所申込みに当たって求めることとする。</u></p> <p><u>② この場合において、施設は、保険者市町村に対して報告を行うとともに、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たって適宜その意見を求めること。</u></p> <p><u>③ ②の求めを受けた場合において、保険者市町村は、地域の居宅サービスや生活支援などの提供体制に関する状況や、担当の介護支援専門員からの居宅等における生活の困難度の聴取の内容なども踏まえ、施設に対して適宜意見を表明できるものとする。</u></p> <p><u>④ また、下記4.の入所を決定する際の手続きとして設置する入所に関する検討のための委員会においては、必要に応じて「介護の必要の程度」や「家族の状況」等について、改めて保険者市町村に意見を求めることが望ましいこと。</u></p> <p><u>3. 入所の必要性の高さを判断する基準について</u></p> <p><u>(1) 基準省令に挙げられている勘案事項について</u></p> <p>「介護の必要の程度」については、要介護度を勘案することが考えられること。</p> <p>また、「家族の状況」については、単身世帯か否か、同居家族が高齢又は病弱か否かなどを勘案することが考えられること。</p>	<p>2. 入所の必要性の高さを判断する基準について</p> <p>(1) 基準省令に挙げられている勘案事項について</p> <p>「介護の必要の程度」については、要介護度を勘案することが考えられること。</p> <p>また、「家族の状況」については、単身世帯か否か、同居家族が高齢又は病弱か否かなどを勘案することが考えられること。</p>

新	旧
<p>(2)その他の勘案事項について 居宅サービスの利用に関する状況などが考えられること。</p> <p><u>4.</u> 施設が基準を当てはめて入所を決定する際の手続きについて</p> <p>(1)入所に関する検討のための委員会の設置について</p> <p>① 施設に、入所に関する検討のための委員会を設け、入所の決定は、その合議によるものとする。</p> <p>② 入所に関する検討のための委員会は、施設長と生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員などの関係職員で構成することとし、あわせて、施設職員以外の者の参加も求めることが望ましいこと。この場合、施設職員以外の者としては、当該社会福祉法人の評議員のうち地域の代表として加わっている者、社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みにおいて選任することとされている第三者委員などが考えられること。</p> <p>(2)記録の作成及び保存について</p> <p>① 施設は、入所に関する検討のための委員会を開催する都度、その協議の内容(2.(3)③及び④の保険者市町村の意見を<u>含む</u>。)を記録し、これを2年間保存するものとする。</p> <p>② 施設は、市町村又は都道府県から求めがあったときは、上記の記録を提出するものとする。</p> <p><u>5.</u> 指針の公表等について 指針は公表するとともに、施設は、入所希望者に対してその内容を説明するものとする。</p> <p><u>6.</u> その他 管内の市町村・関係団体において指針の作成について独自の取組みがある場合には、これを尊重する必要があること。</p>	<p>(2)その他の勘案事項について 居宅サービスの利用に関する状況などが考えられること。</p> <p>3. 施設が基準を当てはめて入所を決定する際の手続きについて</p> <p>(1)入所に関する検討のための委員会の設置について</p> <p>① 施設に、入所に関する検討のための委員会を設け、入所の決定は、その合議によるものとする。</p> <p>② 入所に関する検討のための委員会は、施設長と生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員などの関係職員で構成することとし、あわせて、施設職員以外の者の参加も求めることが望ましいこと。この場合、施設職員以外の者としては、当該社会福祉法人の評議員のうち地域の代表として加わっている者、社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みにおいて選任することとされている第三者委員などが考えられること。</p> <p>(2)記録の作成及び保存について</p> <p>① 施設は、入所に関する検討のための委員会を開催する都度、その協議の内容を記録し、これを2年間保存するものとする。</p> <p>② 施設は、市町村又は都道府県から求めがあったときは、上記の記録を提出するものとする。</p> <p>4. 指針の公表等について 指針は公表するとともに、施設は、入所希望者に対してその内容を説明するものとする。</p> <p>5. その他 管内の市町村・関係団体において指針の作成について独自の取組みがある場合には、これを尊重する必要があること。</p>

## (2) 養護老人ホーム・軽費老人ホームについて

地域包括ケアシステムの構築にあたっては、住まいの確保が重要であり、特に居宅での生活が困難な低所得高齢者等に対して、今後とも、養護老人ホームや軽費老人ホームがその機能を活かし、重要な役割を果たしていくものと考えている。

こうしたことから、本年2月に開催された全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、

- ・養護老人ホームでは、近年、定員割れの施設も見られることから、入所措置すべき者の把握や措置が確実に行われることが必要であること、
  - ・養護老人ホーム、軽費老人ホームは整備費、運営費が一般財源化されていることもあり、その役割を適切に果たしていくにあたっては、地方自治体のご理解とご協力が不可欠であるので、なお一層のご協力をお願いしたいこと、
- について、ご依頼したところである。

また、養護老人ホームの措置費に対する地方財政措置については、本年10月16日の参議院内閣委員会において関連する質疑があり、総務省より「各市町村に対しては、被措置者数の多寡に応じて適切に財源措置がなされている」旨の答弁がなされたところである。

各地方自治体においては、福祉担当部局と財政担当部局との連携を密にいただき、市区町村の福祉担当部局においても地方財政措置の内容について理解していただいた上で、入所措置すべき者の把握や措置が確実に行われるよう、管内市区町村に対して周知願いたい。

また、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの今後のあり方等については、平成25年度の老人保健健康増進等事業（老健事業）を活用して、調査研究を行ったところであり、その結果については、本年3月に報告書がとりまとめられたところである。

この報告書においては、

- ① ソーシャルワークを活かした専門的支援機能を強化すること、
- ② 地域で暮らす高齢者等の社会生活上の課題を解決するため、アウトリーチを積極的に実施し、必要な支援を行うこと、
- ③ 入所者の自立支援や社会参加を促進し、地域移行が可能な方について、その環境調整を行うこと

等を今後の養護老人ホームや軽費老人ホームの役割として期待しているところである。

この報告書を基に、本年度の老健事業では、各地域のニーズや課題を踏まえ、その実現に向けた課題整理等を行うため、議論を深めているところである。また、報告書における提言内容について、自治体担当者や養護老人ホーム・軽費老人



ホームの施設関係者等に対して、その周知を図るためのシンポジウムを、本年12月8日（月）に東京都内で、12月15日（月）に兵庫県内で、それぞれ開催する予定としているので、管内市区町村及び関連事業者等に対し周知をお願いしたい。

なお、現在、各都道府県等での養護老人ホーム及び軽費老人ホームの周知や活用促進の取組についてのアンケート調査（平成26年10月27日付高齢者支援課事務連絡）を実施しているところであり、11月14日（金）が当省への回答期限となっているので、ご協力方お願いする。

### （3）新たな財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）について

#### ア 地域医療介護総合確保基金

本年7月28日に開催した全国介護保険担当課長会議においてもお伝えしているが、先の通常国会で「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第83号）が成立し、高度急性期から在宅医療・介護までの一連のサービスを地域において総合的に確保するため、新たな財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）が創設された。

都道府県に設置されるこの地域医療介護総合確保基金は、国が策定する「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」（総合確保方針）を踏まえ、都道府県が策定する計画（都道府県計画）に基づき事業を実施するものであるが、本年度はまず医療分野の事業を対象としているところである。このため、平成26年9月12日付けで、厚生労働省告示第354号において「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」（総合確保方針）をお示しするとともに、医療分野に係る交付要綱や管理運営要領等の関係通知を発出したところである。

介護分野についての関係通知は、平成27年度予算成立後になるが、改正案等の情報についてはできるだけ早く提供していきたいと考えているので、地方自治体におかれても、基金を活用する際の事務手続等を定めた助成要綱の作成等に向けて、所要の準備を進めていただくようお願いする。

（平成26年9月12日付交付告示及び発出通知）

- ・「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」（平成26年厚生労働省告示第354号）
- ・「平成26年度医療介護提供体制改革推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金の交付について」（厚生労働省発医政0912第2号厚生労働事務次官通知）
- ・「医療介護提供体制改革推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金の運営について」（医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号厚生労働省医政局長・老健局長・保険局長通知）
- ・「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく都道府県計画及び地

域医療介護総合確保基金の平成 26 年度の取扱いに関する留意事項について」(医政地発 0912 第 3 号・保連発 0912 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長・保険局医療介護連携政策課長通知)

## イ 基金の対象事業等

平成 27 年度から新たに実施する介護分野については、介護施設等の整備に関する事業や介護従事者の確保に関する事業等を対象としており、具体的な対象事業の内容、執行方法及び予算規模等については、年末の予算編成過程を経てお示しすることとなるが、

- ① 介護施設等の整備については、地域包括ケアシステムの構築を着実に推進するために、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応サービス、認知症高齢者グループホーム、地域密着型特別養護老人ホーム等の地域密着サービスの施設・設備の整備等に対して、財政支援を行う必要があるものと考えていること
- ② 介護従事者の確保については、各都道府県の裁量を重視していくことを考えているので、各都道府県におかれては、平成 26 年度まで設置される緊急雇用創出事業臨時特例交付金に基づく「福祉・介護人材確保緊急支援事業」における取組事例や、平成 26 年 10 月 22 日の「福祉人材確保対策検討会」における議論のとりまとめを踏まえつつ、地域包括ケアシステム構築に向けた地域支援事業の充実を図るための人材育成や、多様な人材の参入促進、介護従事者の資質の向上及び労働環境の改善等の観点から、地域の実情に応じた計画的な人材確保が図られるよう検討いただきたいと考えていること

また、第 6 期介護保険事業支援計画に掲げる目標も踏まえ、定量的な人材確保の見通しを定め、地域課題の明確化を行った上で進めることが必要と考えていること

(担当：老健局振興課)

に留意するようお願いする。

## ウ 市町村計画・都道府県計画の作成等

来年度より地域医療介護総合確保基金の対象に、地域密着型の介護施設等の整備など市町村が基金を充てて行う事業も加わることとなるが、当事業を実施する際には、当事業について市町村が作成する計画(市町村計画)に位置付けたうえで、都道府県が市町村計画を踏まえて都道府県計画に盛り込む必要がある。また、市町村計画・都道府県計画の作成に当たっては、医療計画、市町村介護保険事業計画、都道府県介護保険事業支援計画等との整合性を図ることとしている。

市町村計画の様式については、今後、様式例を参考としてお示しする予定で

あるが、市町村介護保険事業計画等を元に作成する等の、市町村の事務負担を考慮したものになるよう検討を行っているところである。また、都道府県計画についても、本年9月12日付け医政局地域医療計画課長・保険局医療介護連携政策課長通知によりお示しした様式例をベースとして、管内市町村が作成した市町村計画をとりまとめる形で計画を作成する等の検討を行っているところである。

## エ 今後のスケジュール（予定）

- ・ 12月末頃 来年度政府予算案閣議決定（昨年度の例）  
※具体的な対象事業の内容や基金の予算規模等が確定
- ・ 来年初め 福祉人材確保指針（案）の提示（予定）
- ・ 2月頃 27年度医療介護総合確保基金所要額の調査
- ・ 平成27年度予算成立後（速やかに）
  - ・ 27年度医療介護総合確保基金の原資の配分額について都道府県へ内示
  - ・ 交付要綱、管理運営要領など関係通知の改正・発出